

令和3年第1回竜王町議会定例会（第1号）

令和3年3月2日

午後1時00分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（第1日）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第 2号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第 3号 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第 4号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第 5号 竜王町指定居宅介護支援の事業者の指定ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第 6号 竜王町農村環境改善センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第 7号 竜王町農林公園施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第 8号 竜王町道の駅竜王かがみの里の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議第 9号 令和2年度竜王町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第11 議第10号 令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第6号）
- 日程第12 議第11号 令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第5号）
- 日程第13 議第12号 令和2年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議第13号 令和2年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議第14号 令和2年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議第15号 令和2年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議第16号 令和2年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議第17号 令和3年度竜王町一般会計予算
- 日程第19 議第18号 令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

予算

日程第20 議第19号 令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）

予算

日程第21 議第20号 令和3年度竜王町学校給食事業特別会計予算

日程第22 議第21号 令和3年度竜王町介護保険特別会計予算

日程第23 議第22号 令和3年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算

日程第24 議第23号 令和3年度竜王町水道事業会計予算

日程第25 議第24号 令和3年度竜王町下水道事業会計予算

日程第26 議第25号 第六次竜王町総合計画基本構想を定めることについて

日程第27 議第26号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

## 2 会議に出席した議員（12名）

1番	森島芳男	2番	中村匡希
3番	福田優三	4番	鎌田勝治
5番	橘せつ子	6番	尾川幸左衛門
7番	大前セツ子	8番	澤田満夫
9番	磯部俊男	10番	貴多正幸
11番	岡山富男	12番	小西久次

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 会議録署名議員

1番	森島芳男	2番	中村匡希
----	------	----	------

## 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田秀治	教育委員会教育長	甲津和寿
副町長	杼木栄司	総務主監	市田重宏
住民福祉主監兼 発達支援課長	奥浩市	産業建設主監	井口清幸
会計管理者	小森久美子	総務課長	間宮泰樹
未来創造課長	関司明德	中心核整備課長	森徳男
税務課長	川嶋正明	生活安全課長	寺嶋要
住民課長	中寫幸作	福祉課長	西村忠晃
健康推進課長	中原江理	農業振興課長	中山孝彦
商工観光課長	岩田宏之	建設計画課長	市岡忠司
上下水道課長	森岡道友	教育次長	知禿雅仁
教育総務課長	町田啓司	学校教育課長	山添美実
生涯学習課長	込山佳寛		

## 6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	西川良浩	書	記	中野ゆかり
--------	------	---	---	-------

開会 午後1時00分

**○議長（小西久次）** 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は12人であり  
ます。よって、定足数に達していますので、これより令和3年第1回竜王町議会  
定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申出がありますので、これを認めること  
といたします。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** 皆さん、こんにちは。令和3年竜王町議会第1回定例会の開  
会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何  
かと御多用の中、御出席いただき厚くお礼を申し上げます。

3月に入り、暖かな日差しの中に春の兆しを感じられるようになってまいりま  
した。間もなく、東日本大震災の発災から10年の節目を迎えようとしておりま  
すが、2月13日には、あの震災を思い起こさせるように、福島県沖を震源とす  
る震度6強の地震が発生いたしました。本町と災害協定を結ぶ福島県新地町に対  
しましては、発災翌日にブルーシート110枚を支援物資として提供したところ  
でございます。また、新型コロナウイルスの緊急事態宣言は、大阪、兵庫、京都  
をはじめ6府県におきましては、2月末をもって解除されましたけれども、首都  
圏では解除が見送られました。滋賀県も独自基準の警戒から注意に警戒レベルの  
引下げとなりましたが、これから、卒業式等、人が集まる機会が多くなりますの  
で、引き続き、町民の皆様には感染症対策の徹底をお願いするとともに、迅速な  
ワクチン接種に向け、国や県と緊密に連携しながら準備を進めてまいります。

さて、本定例会では、令和3年度当初予算（案）を上程させていただきます。  
昨年6月の選挙で再選いただき、2期目の初年度、町民の皆様とお約束をさせて  
いただいた諸施策を実現するための予算でもございます。

一般会計におきましては、総額が59億9,900万円であり、「活力と安心、  
心弾む新時代へのチャレンジ」予算とさせていただいているところでございます。  
コロナ禍での厳しい経済環境に目配りをしつつ、新型コロナウイルス感染症拡大  
防止対策と経済社会活動の回復を最優先課題とし、コンパクトシティ化構想に基  
づく、利便性が高く多様な交流を育む中心核の整備、竜王小学校を移転新築する  
ための基本計画の策定、町内外の拠点をつなぐ利便性の高い交通ネットワークの  
構築等、平成29年度から取り組んでいる「活力」と「安心」を柱とした施策及

び重点施策プロジェクトに予算を重点配分しております。また、第六次竜王町総合計画のスタートの年度にふさわしい、若者に視点を置いた予算とし、明るく元気で活力あふれる強いまち、次世代に誇れるまち竜王町の実現に向かって鋭意進めてまいります。

最後になりましたが、本定例会に提案申し上げます案件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切な御結論をいただきますようお願い申し上げます、開会に当たりますの御挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、専決処分報告書、並びに議会諸般報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。

なお、説明は省略いたしますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（小西久次）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

竜王町議会会議規則第125条の規定により、1番 森島芳男議員、2番 中村匡希議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第2 会期の決定**

**○議長（小西久次）** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月2日から3月25日までの24日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日3月2日から3月25日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

これより一般行政について町長より、また、教育行政について教育長より、それぞれ方針表明の申出がありますので、これを認めることといたします。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** 本日、ここに令和3年第1回竜王町議会定例会を開催し、提出いたしました諸案件の御審議を願うに当たりまして、新しい年度に向けた町政の執行に臨む基本方針と施策の一端を申し述べます。

本年は、私にとりまして第2期の初年度となります。町長に就任させていただいてから今日まで、町民の皆様の付託の下、まちが抱える課題解決と明るく元気で活力あふれる強いまち、次世代に誇れるまちづくりに尽力してまいりました。この間、議員各位のお力添えにより、おおむね順調な行政運営が図られていることに対しまして、心からお礼を申し上げます。

さて、我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあり、感染症緊急経済対策等の各種政策や海外経済の改善もあって持ち直しの動きが見られるものの、いまだ回復途上でございます。こうした中、国においては、感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災、国土強靱化の推進など、安心・安全の確保を柱とする、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」が策定されました。今後につきましては、感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げを、ウィズコロナの経済戦略と位置づけ、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とするとともに、決してデフレに戻さない決意をもって経済財政運営を行うとされ、あわせて、「デジタルニューディール」と銘打ち、社会のデジタル化を進めることや新たな日常が実現される地方創生への取組を加速するとされております。

また、本町におきましても多くの課題を抱えておりますが、喫緊の取組課題は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、新たな生活様式において町民が安心して暮らせる地域を構築すること、及び社会経済活動の一日も早い回復を図ることとでございます。

また、令和3年度は、第六次竜王町総合計画がスタートする年であり、本町が直面する大きな課題である人口の維持、地域コミュニティの維持・活性化、にぎわいの創出などの実現を図るために不可欠な存在である若者に着目するとともに、ポストコロナ社会、脱炭素社会など、これからの時代に求められる社会やSociety 5.0によるあらゆる分野におけるデジタル化など、先端技術を身近に活用できる社会を想定しながら、新時代へチャレンジしていく必要があると考えます。

さらに、健全な財政運営に留意しつつ、これまでのまちづくりの取組を継続す

ることとし、「活力」と「安心」を柱とした施策や重点施策プロジェクトを押し進めることで、明るく元気で活力あふれる強いまち、次世代に誇れるまち竜王町の実現を目指してまいります。

初めに、町政に当たります私の基本方針について申し上げます。

私は、2016年の町長選にチャレンジさせていただくに当たり、人口減少、少子高齢化が進み、消滅可能性自治体として取り上げられた我がまち、また、2013年には、大雨により日野川、祖父川を中心に警戒警報等避難指示が発令された我がまちの安全の課題を解決すべく、明るく元気で活力あふれる強いまち、また、次世代に誇れるまちづくりのため、成長戦略の策定、実行、また、教育、福祉、医療、社会インフラの整備、魅力ある農業の創生、安心安全のまちづくり、高品質の行政サービスの提供の5つの基本政策を定め、推進することを訴えさせていただきました。

令和3年の基本政策につきましても、これら政策は妥当と考えておりますので、第2期に引き続き継続・実施推進をしてまいります。

次に、具体的施策につき申し上げます。

私は、5つの基本政策を実現するための具体的施策につきまして、全自治会でのタウンミーティングの開催や町民の皆様の御意見をお伺いし、「活力」と「安心」をキーワードにまとめたやつの個別施策を立案いたしました。

具体的には、活力あふれるまちづくりのため、拠点整備・発信力・企業誘致・教育力の施策と安心して暮らせるまちづくりのため、子育て支援・健康福祉・公共交通・総合防災の施策でございます。これらも適切な施策であると考えておりますので、引き続き推進してまいります。

なお、昨年は、新型コロナウイルス感染症により人の動きが制約され、社会経済活動が大きく停滞する等、未曾有の厳しい一年となりましたが、一方で行政のデジタル化を含め様々な分野でICT化やオンライン化が進み、デジタル社会への実現に向けて大きく前進いたしました。このような生活様式の変化は、豊かな自然環境を持つ地方への関心を高めており、地方創生の可能性も秘めております。ウィズコロナ、ポストコロナと呼ばれる次の時代をチャンスと捉え、本町も全国同様に少子高齢化・人口減少など困難な課題に直面しておりますが、竜王の次世代を担う者へ確かな道筋をつけるため、全職員で総力を挙げ、これらの課題の克服に向け積極的に取り組んでまいります。

さらに、昨年11月に発生いたしました、本町職員による官製談合防止法違反

の事件につきましては、全職員が我が事として受け止め、第三者委員会の検証も入れた中で原因究明を行い、また再発防止策を策定し、それを誠実に実行することで、二度と事件を起こさない、そして、起こさせない仕組みを早期に作り上げたいと強く決意しております。本件が町民の皆様からの信頼を失墜させる極めて重大な事件であると認識し、コンプライアンス研修の徹底を通じ、一層の綱紀粛正を図り、全職員がしっかりと職責を果たすことの積み重ねで信頼回復を図ってまいります。

私は就任以来、果たすべき職務の課題に優先順位をつけ、求める品質と期限を明確にし、課ごと、チームごとに解決に取り組む重点プロジェクト取組を推進してまいりました。今後も課題を適宜見直し、高品質な行政サービスの提供のため本施策を推進してまいります。また、「明るく元気で活力あふれる強いまちづくり」、「次世代に誇れるまちづくり」の核であります、10年後、30年後を見据えたコンパクトシティ化構想やグランドデザイン構想（案）の推進につきましては、この4年間で工業団地への企業誘致による新たな雇用や法人税、固定資産税などの財源確保、また新たな住宅建設等、本プロジェクトを推進するための環境整備が進んでまいりました。本年はコロナ禍の影響も慎重に見極めつつ、新たなまちづくり、中心核整備の第一段階であるリーディングプロジェクト（教育施設整備）を着実に進めてまいります。さらに、中心核と各自治会との均衡のとれた発展のため、各集落と中心核との移動手段として、「チョイソコリゅうおう」の実証運行を成功させ、乗り継ぎ等による鉄道駅との連結も含め、「わがまち」独自の便利な公共交通に育て上げてまいります。

次に、令和3年度予算編成について簡潔に申し上げます。

令和3年度の見通しとして、歳入予算では、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響、また、税制改正による税率の引下げにより、法人町民税収について令和2年度当初予算と比較しますと、減少すると見込んでいます。繰返しとなりますが、令和3年度当初予算は、新型コロナウイルスワクチンの接種の円滑な実施をはじめとした感染症拡大防止対策と経済社会活動の回復を最優先課題としつつ、平成29年度から取り組んでいるまちづくりを実現するため、「活力」と「安心」を柱とした施策及び重点施策プロジェクトの推進に予算を重点配分しているところでございます。また、あわせ、第六次竜王町総合計画のスタートの年度にふさわしい、若者に視点を置いた予算編成としておりますが、詳細につきましては、新年度予算案を御審議いただく中で御説明させていただきたいと思っております。



なお、主な項目だけ申し上げますと、「活力あふれるまちづくり」につきましては、「コンパクトシティ化構想実現に向けた中心核の整備」、「魅力ある農業・商業・観光業およびスポーツ等の振興支援策」、「新たな企業誘致の推進および若者定住対策と雇用の促進」、「竜王で子どもを育てたいという教育の充実」、また、「安心して暮らせるまちづくり」につきましては、「安心して子どもを産み、育てられる環境づくりと子育て支援等の充実」、「健康寿命の延伸と地域コミュニティの維持・活性化」、「持続可能な交通・道路ネットワークの確保」、「自然災害に対する危機管理および危機対応力の向上と強靱化の推進」、そして、最優先である新型コロナウイルス感染症に対する対策でございます。

最後に、これらの方針の下、様々な取組の目的を見定め、コロナ禍ではありませんが、明るく元気なまちづくりに向け、積極的に挑戦し続ける一年となるよう全力で取り組んでまいります。

あわせて、本年は、近江牛発祥の地である竜王町を象徴する丑年でございます。世界に誇る「近江牛」というブランドも、先達のたゆまぬ努力によって築かれたところでございます。先の見えない時代であるからこそ、牛のようにゆっくりと確実に仕事を進めてまいりたいと思います。今後とも現場重視の姿勢を大切に、町民皆様の声をしっかりと受け止め、町政発展のため尽力してまいりますので、議員皆様方の各段の御指導と御協力をはじめ、町民の皆様方より一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、令和3年度に当たっての行政執行方針といたします。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（小西久次）** 甲津教育委員会教育長。

**○教育委員会教育長（甲津和寿）** それでは、私のほうから、令和3年度竜王町教育行政基本方針について申し述べさせていただきます。

お手元の基本方針の冊子を御覧いただければと思います。

1ページのところからまいります。時間の関係上、少し端折らせていただく部分もあろうかと思いますが、御容赦願いたいと思います。

令和3年度竜王町教育行政基本方針。夢と志を持ち未来に向かってたくましく生き抜く人づくり。キラリと光る教育で竜王の人づくり・まちづくり。

改元後、最初の年度始まりとなる令和2年度を、新しい時代における新しい教育の幕開けとして受け止め、成熟した生涯学習社会の構築を目指し、これまで以上に力強く学校教育、社会教育を推進していくことを念頭にスタートしましたが、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し続け、未曾有の事態への対応を迫ら

れる1年となりました。

感染症の拡大防止と社会、経済、教育活動を両立することの難しさを誰もが実感することとなり、あらゆることが大打撃を受けてきました。教育分野においても、かつて経験したことのない長期にわたる学校・園の休業や夏季休業等の大幅な短縮をはじめ、様々な事業や行事、活動の中止や縮小、変更を余儀なくされてきました。

こうした中、竜王町教育委員会では、学校・園・給食センターや公民館・図書館と連携しながら、「今、できることを今する」、「発想の転換」を合い言葉に、知恵を絞りアイデアを出し合いながら学校教育活動、社会教育活動の推進に取り組んでまいりました。

その1つとして、学校教育分野では、竜王小学校を会場に、まちとして初めて徹底反復学習公開研修会を開催いたしました。町内全教職員のほか、県内外から20名を超える参加者があったことは、県下「初」、県下「オンリーワン」の取組として成果が出ました。また、竜王中学校と竜王西小学校では、学校力、教師力向上事業の一環である自主公開アピール事業が実施され、それぞれの学校に町外からの参加者を迎え、有意義な授業研究会、講演会が開催でき、キラリと光る教育の積極的な発信につながりました。

また、社会教育分野では、感染症対策に万全を期して、教育委員会とPTA連絡協議会、また、社会教育委員の会の共催で予定どおり教育フォーラム2020を開催することができ、町内外から240名の参加がありました。また、町民運動会の代替イベントとして位置づけたスポーツフェスティバルやスポーツクライミングの普及啓発の一環であるボルダリング体験教室、さらに、人権啓発セミナー、歴史文化講座等も計画どおり実施することができました。これらの取組も、「キラリ」を意識した県内外への情報発信、竜王教育の魅力のアピールにつながりました。令和3年度は、こうした実績を踏まえ、従来どおりにはいかないことを前提に、さらなる発想の転換や柔軟な対応に努めつつ、教育行政を力強く推進してまいります。

そこで、令和3年度も基本目標を、「夢と志を持ち未来に向かってたくましく生き抜く人づくり」とします。また、キラリと光る教育の推進で竜王の人づくり、さらには、まちづくりの一翼を一層担わなければとの強い思いから、「キラリと光る教育で竜王の人づくり・まちづくり」を合い言葉とします。この「キラリと光る教育」には、「竜王ならではの教育、竜王だからこそできる教育、県内外に

自信を持って発信できる竜王の教育」を目指すという願いを込めています。また、県下「初」の取組(挑戦)、県下「ナンバー1」の取組(向上)、県下「オンリー1」の取組(創造)を「キラリと光る教育」実現の柱として位置づけ、様々な教育施策を推進していきます。そして、令和2年度に引き続き、町内はもとより県内外への積極的な発信に努めます。

これまで述べてきました基本目標や合い言葉を具現化する礎となる基本理念は、引き続き「不易流行」といたします。感染症拡大防止のための新しい生活様式を遵守する中であっても、決しておろそかにできない本質的なものを大切にしながらも、昨今の社会情勢を見据え、変えるべきものは変える、変化を恐れず挑戦することを原点とします。この基本目標、合い言葉、基本理念を踏まえて、次の4つの行動方針を定めます。

行動方針その1、個人の力と組織の力を生かした相乗効果により教育の質を高めます。その2、県下「初」の取組(挑戦)、県下「ナンバー1」の取組(向上)、県下「オンリー1」の取組(創造)を積極的に推進してまいります。その3、「キラリ」を意識して県内外へ情報発信し、竜王教育の魅力をアピールしてまいります。その4、常にPDCAサイクルを回し改善を図ってまいります。特にDからCに留意してまいります。

この行動方針に基づき、学校教育と社会教育を車の両輪として、乳幼児から高齢者の思いに寄り添う教育の推進に努めます。

特に、令和3年度は、①竜王小学校移転新築にかかる基本構想を踏まえた基本計画の策定。②令和7年開催の滋賀国民スポーツ大会に向けてのハード、ソフト両面の充実。③竜王町にふさわしい認定こども園への移行整備という3大重点プロジェクトを計画的に一步一步着実に進めていかななくてはならないことを踏まえ、行動方針その4にあるように、特にDからC、実行からチェックに留意してまいります。

次に、学校教育、社会教育の各分野における推進目標と重点目標を以下のように定めます。

学校教育分野においては、次の推進目標と3つの重点目標を定めます。

推進目標、「変化の激しい社会をたくましく生き抜く力を育む学校教育の推進」。

重点目標その1、たくましく生き抜く力を育む学校・園教育の推進。その2、子どもの健やかな成長を支える子育て支援の充実。その3、子どもの力を引き出

し伸ばす教職員の実践力の向上。

社会教育分野においては、次の推進目標と5つの重点目標を定めます。

推進目標、「豊かな人生を自ら切り拓いていくための資質や能力を育む社会教育の推進」。

重点目標その1、心豊かでたくましい青少年の健全育成。その2、全ての人が生き生きと学べる生涯学習の推進。その3、次代への継承をめざす文化財保護の充実。その4、明るく住みよいまちづくりをめざす人権教育の推進。その5、「観る！する！楽しむ！」豊かなスポーツライフの推進。

以上の推進目標や重点目標を具現化するための主な取組は、以下のとおりでございますが、時間の関係上、ここでは絞って述べさせていただきます。

次のページ、4ページの第3段落を御覧ください。

平成30年10月に、両小学校を中心に「集中力の向上と脳の活性化」を目指す「徹底反復学習・竜王チャレンジタイム」の取組を始めました。以来約2年半の間、全町体制で取り組んできた結果、「子どもたちの学びに向かう姿勢の向上」や「生きて働く基礎学力の伸長」について、着実な成果が見られるようになってきました。令和3年度は、竜王ならではの徹底反復学習にしていくために、両小学校においてさらに高みを目指す実践を充実させるとともに、徹底反復学習の理念を踏まえ、幼小中一貫した「学ぶ力の向上」への取組になるように、教育委員会がリーダーシップを発揮して進めてまいります。また、令和2年度に引き続き、全町挙げて徹底反復学習公開研修会を開催し、県内外の教育関係者に竜王町としての実践を発信していきます。

次の段落を割愛いたしまして、「さらに」のところへ移ります。

さらに、「特別の教科道徳」の授業、自尊感情や愛郷心を育む教育、小学校におけるプログラミング教育やGIGAスクール構想を具現化する一人一台端末の有効利用による個別最適化学習の実施とオンライン授業に向けた体制整備、さらには、学校給食等を通じての食育、運動能力・技術の向上に資する教育の充実に積極的に取り組みます。

次に、5ページの一番下の段落を御覧ください。

令和3年度は、教育フォーラム2020での気づきや学びを家庭や地域でしっかりと実践へとつなぐために、生涯学習課と学校教育課、公民館、学校・園が連携を密にして、啓発や具体的な取組を進めてまいります。また、引き続き令和3年度も、国の「早寝早起き朝ごはん」推進校事業を受託し、「家庭教育」を社会

教育推進の大きな柱として取組を進めます。併せて、青少年の健全育成や心豊かでたくましい人材育成のため、竜王町青年団の後方支援に努めるとともに、関係機関、団体と連携してまいります。

次のページへ進みます。

公民館や図書館においては、様々な世代の人々が生き生きと学び、活動できる場となるよう講座や教室、催しの一層の充実に努めるとともに、新しい生活様式を踏まえた取組や発想の転換、創意工夫による新たな取組の創出や展開に積極的に取り組みます。特に、公民館では、活力とにぎわいの創出につながる「第40回記念竜王町文化祭」の開催に向けて、教育委員会と関係機関、関係団体が一丸となって取組を進めてまいります。さらに、公民館、図書館とも積極的な情報発信を心がけ、より一層、町民の皆さんの生涯学習の拠点、交流の場となるよう努めてまいります。

最後に、7ページの一番下へ移ります。

以上、これまで述べてまいりました様々な取組に対し、P D C Aサイクルをしっかりと回し着実に推進していくために、教育委員会、教育委員会事務局、町長部局との連携強化に努め、厳しい状況が続く中であっても、夢と志を持って、キラリと光る教育で竜王の人づくり・まちづくりに力強く取り組んでまいります。

なお、施策体系図、さらに詳しい内容につきましては、本冊子8ページ以降に掲載しておりますので、御覧いただければと存じます。

以上で、令和3年度の竜王町教育行政基本方針の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（小西久次）** 以上で、行政執行方針、並びに教育行政基本方針の表明を結びたいします。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- |       |       |                                                                   |
|-------|-------|-------------------------------------------------------------------|
| 日程第 3 | 議第 2号 | 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例                                            |
| 日程第 4 | 議第 3号 | 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例                                             |
| 日程第 5 | 議第 4号 | 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例                                               |
| 日程第 6 | 議第 5号 | 竜王町指定居宅介護支援の事業者の指定ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議第 6号 | 竜王町農村環境改善センターの設置および管理に関する条                                        |

例の一部を改正する条例

- 日程第 8 議第 7号 竜王町農林公園施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第 8号 竜王町道の駅竜王かがみの里の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議第 9号 令和2年度竜王町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 11 議第 10号 令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第6号)
- 日程第 12 議第 11号 令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)補正予算(第5号)
- 日程第 13 議第 12号 令和2年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 14 議第 13号 令和2年度竜王町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 15 議第 14号 令和2年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 16 議第 15号 令和2年度竜王町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第 17 議第 16号 令和2年度竜王町下水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(小西久次) 日程第3 議第2号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例から、日程第17 議第16号、令和2年度竜王町下水道事業会計補正予算(第2号)までの15議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長(西田秀治) ただいま一括上程いただきました、議第2号から議第16号までの15議案につきまして、順に提案理由を申し上げます。

議第2号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険制度改革に伴い、平成30年度から国保財政の運営主体が市町から県に移行されたことにより、県が示す標準保険税率を参考に町の国民健康保険税率を決定しておりますが、今般、県から令和3年度における納付金額等が示されたことから、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第3号、竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等感染症」として位置づけられたことにより、傷病手当の支給の規定について改正が必要となったことから、

条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第4号、竜王町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、竜王町第8期介護保険事業計画の策定に伴い、令和3年度から令和5年度の介護保険料率の改正及び低所得者の保険料負担軽減分に係る改正が必要となったこと、並びに税制改正に伴う意図せざる影響や不利益を生じないよう介護保険法施行令が改正されたこと等に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第5号、竜王町指定居宅介護支援の事業者の指定ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、全ての介護サービス事業者を対象に、高齢者虐待防止対策の実施及び災害等が発生した場合の業務継続に向けた計画の策定等が義務づけられたことにより、町が定めている基準を削る必要があるため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第6号、竜王町農村環境改善センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、竜王南部地区活性化計画に基づく竜王町農村環境改善センターの改修により、現在2室ある農産加工実習室のうち1室の用途を、地元食材提供のために使用する場へと変更することから、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第7号、竜王町農林公園施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、竜王南部地区活性化計画に基づき竜王町農林公園施設内に整備している直売所の位置等を定める等、所要の改正を行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第8号、竜王町道の駅竜王かがみの里の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、道の駅竜王かがみの里におけるより効率的な運営を図ることを目的とし、休館日を月曜日に変更するため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第9号、令和2年度竜王町一般会計補正予算（第8号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第7号）までの歳入歳出予算額が80億6,870万3,000円でございます。今回、この総額から2,869万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億4,001万円とさせていただきます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入におきまして、収入見込みによる

法人町民税の減額及び固定資産税の増額、また、国の補正予算に伴い国庫支出金及び町債を追加するとともに、町税の減収に対して減収補填債を追加し、さらに、財政調整基金繰入金を減額するもの等でございます。

歳出におきましては、既に執行が終わった予算残額の減額、または決算見込みによる減額のほか、国の補正予算に伴う農業の担い手確保・経営強化支援、町道道路改良・舗装他工事、総合運動公園施設整備工事について追加するもの等でございます。

これに加えて、令和2年度末までに事業が完了できない見込みとなっているもの等について繰越明許費の措置を、また、令和3年度当初予算に先立ち、令和2年度中に事務を行う必要がある事業等について債務負担行為の補正措置を、最後に、地方債の追加等につきましても補正措置をお願いするものでございます。

次に、議第10号、令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第6号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第5号）までの歳入歳出予算額が17億6,421万1,000円でございます。今回、この総額から4億5,352万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億1,068万2,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、執行見込みにより、一般被保険者療養給付費、一般被保険者等高額療養費等を減額し、また、繰越金を増額することから、財政調整基金積立金を増額するもの等でございます。

次に、議第11号、令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第5号）につきましては、医科におきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第4号）までの歳入歳出予算額が4億6,320万円でございます。今回、この総額のうち歳入について、1,450万円の組替えをさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、医科診療所建築工事の執行見通しが立ったことから、医療用機械器具等について整備したく、建築工事の財源としていた町債を減額し、財政調整基金繰入金及び繰越金を増額するものでございます。

歯科におきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第4号）までの歳入歳出予算額が5,161万8,000円でございます。今回、この総額から70万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,091万2,000円とさせていただくものでございます。



補正予算の主な内容といたしましては、歳入につきまして、今後の見込みにより診療収入を減額するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための取組に対する包括支援交付金及び繰越金を増額するものでございます。

次に、議第12号、令和2年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が6,194万3,000円でございます。今回、この総額から778万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,415万9,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、4月及び5月の給食を中止したこと等により給食費負担金を減額し、副食費免除に伴う一般会計繰入金を増額するとともに、それに伴い資材費を減額するものでございます。

次に、議第13号、令和2年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が10億3,103万6,000円でございます。今回、この総額から3,342万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,761万円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、執行見込みにより、居宅介護サービス給付金及び施設介護サービス給付費を減額するとともに、その財源である国庫支出金等を減額し、また、繰越金を増額することから、介護給付費準備基金利子積立金を増額するものでございます。

次に、議第14号、令和2年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が1億1,857万2,000円でございます。今回、この総額に505万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,362万7,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入におきまして、本算定により保険料を増額するとともに、保険基盤安定繰入金の額が確定したことから、一般会計繰入金を減額するものでございます。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金について執行見込みにより増額するものでございます。

次に、議第15号、令和2年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、令和2年度竜王町水道事業会計の第3条で定めました収益的収入の既

決予定額3億6,894万5,000円から今回758万3,000円を減額し、3億6,136万2,000円に、収益的支出の既決予定額3億5,156万2,000円から今回609万5,000円を減額し、3億4,546万7,000円に、また、第4条で定めました資本的支出の既決予定額1億6,987万1,000円から今回1,364万9,000円を減額し、1億5,622万2,000円とさせていただきたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、収益的収入につきましては、営業収益の給水収益及び受託工事収益を計900万円減額し、営業外収益の補助金、加入金及び雑収益を計141万7,000円増額いたしたいものでございます。

次に、収益的支出につきましては、営業費用の原水及び浄水費といたしまして2万円、配水及び給水費といたしまして68万5,000円、受託工事費といたしまして200万円、総係費といたしまして314万8,000円をそれぞれ減額し、資産減耗費といたしまして、固定資産除却費30万8,000円を増額いたしたいものでございます。また、営業外費用の雑支出といたしまして、55万円を減額いたしたいものでございます。

資本的支出につきましては、改良事業費といたしまして、1,364万9,000円を減額いたしたいものでございます。

なお、これらに伴いまして、第4条括弧書で定めております補填財源及び第9条に定めております、他会計から補助を受ける金額につきましても改正させていただきたいものでございます。

次に、議第16号、令和2年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、令和2年度竜王町下水道事業会計予算の第3条で定めました収益的収入の既決予定額5億2,097万3,000円から、今回2,053万6,000円を減額し、5億43万7,000円に、収益的支出の既決予定額5億1,054万7,000円から今回1,817万円を減額し、4億9,237万7,000円に、また、第4条で定めました資本的収入の既決予定額2億8,264万7,000円から、今回728万8,000円を減額し、2億7,535万9,000円に、資本的支出の既決予定額4億3,946万円から今回340万円を減額し、4億3,606万円とさせていただきたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、収益的収入につきましては、営業収益の下水道使用料1,675万7,000円を減額し、営業外収益の他会計補助金393万9,000円を減額し、長期前受金戻入につきまして、16万円を増額いた

したいものでございます。

次に、収益的支出につきましては、営業費用の処理場費20万円、総係費につきまして、人件費及び委託料等を計647万円、流域下水道管理運営費負担金770万円をそれぞれ減額し、資産減耗費につきまして、固定資産除却費120万円を増額いたしたいものでございます。

資本的収入につきましては、他会計出資金といたしまして1,103万円、建設改良費等企業債といたしまして、下水道事業債及び資本費平準化債を計260万円、補助金といたしまして、国庫補助金及び他会計補助金を計424万3,000円それぞれ減額し、受益者分担金につきまして、1,058万5,000円を増額いたしたいものでございます。

資本的支出につきましては、管渠築造費といたしまして、委託料190万円、流域下水道建設費といたしまして、負担金150万円をそれぞれ減額いたしたいものでございます。

なお、これらに伴いまして、第4条括弧書で定めております補填財源及び第5条に定めております企業債の限度額、並びに第9条に定めております他会計から補助を受ける金額につきましても改正させていただきたいものでございます。

以上、議第2号から議第16号までの15議案につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、議第9号につきましては、詳細について担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 間宮総務課長。

**○総務課長（間宮泰樹）** ただいま町長から、議第9号、令和2年度竜王町一般会計補正予算（第8号）について提案理由の説明があったところでございますが、さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料24ページの令和2年度（令和3年）3月補正予算概要により説明させていただきます。

まず、25ページ上段の主な歳出から御説明をさせていただきます。

過年度障害者自立支援給付費負担金返還金1,057万2,000円の増額は、令和元年度に交付された障害者自立支援給付費国庫負担金及び障害児入所給付費等国庫負担金について、精算に伴い返還することとなったことから増額するものでございます。

次に、福祉医療扶助費1,138万6,000円の減額は、執行見込みにより減額するものでございます。

次に、介護保険特別会計繰出金900万2,000円の減額は、介護保険特別

会計の決算見込みにより減額するものでございます。

次に、児童手当500万円の減額は、執行見込みにより減額するものでございます。

次に、ワクチン接種委託料735万円の減額は、各種予防接種の実施見込みにより減額するものでございます。

次に、農業委員会委員報酬923万1,000円の増額は、県からの交付金が追加で割り当てられたため、能率給分について増額するものでございます。

次に、担い手確保・経営強化支援事業補助金3,320万6,000円の増額は、国の第3次補正予算を活用し、2経営体に対して農業用機械、施設等の導入に要した費用について支援することから増額するものでございます。

次に、農林公園施設整備工事500万円の減額は、農村環境改善センター改修工事について、入札による執行残を減額するものでございます。

次に、町道道路改良・舗装他工事4,100万円の増額は、国の第3次補正予算を活用し、町道中央通り線の舗装改良工事を行うことから増額するものでございます。

次に、町道維持修繕工事1,100万円の増額は、国の第3次補正予算を活用し、町道鏡七里線の法面修繕工事を行うことから増額するものでございます。次に、下水道事業負担金1,103万円の減額は、下水道事業会計の決算見込みにより減額するものでございます。

次の総合運動公園管理運営事業については、国の第3次補正予算を活用し、2025年の国民スポーツ大会開催に向けてボルダリング施設を整備することから、設計・監理業務委託料を1,000万円、施設整備工事費を1億1,500万円それぞれ増額するものでございます。

次に、人件費3,319万9,000円の減額は、職員の異動等による不用額について減額するものでございます。

続きまして、歳入補正予算の主なものについて御説明させていただきます。資料戻っていただきまして、24ページを御覧ください。

上段の主な歳入から御説明します。

まず、税でございますが、個人町民税、法人町民税、固定資産税及び町たばこ税について、それぞれの収入見込みにより補正するものでございます。

次に、交付金について、地方消費税交付金6,000万円の減額、法人事業税交付金750万円の減額及びゴルフ場利用税交付金750万円の減額につきまし

ては、新型コロナウイルス感染症の影響等による見込みから減額するものでございます。

次に、国庫支出金について、施設型給付・地域型保育給付負担金 3, 133 万 4, 000 円の増額は、補助金の決定額に合わせた増額、社会資本整備総合交付金（社会資本整備）6, 000 万円の増額は、先ほど歳出で御説明しました、国の第3次補正予算によるボルダリング施設整備の財源とするための増額、社会資本整備総合交付金（防災安全）2, 830 万円の減額につきましては、国の第3次補正による町道道路改良・舗装他工事及び町道維持修繕工事等の財源とするための増額と、道路メンテナンス補助金の新設に伴い予算を組み替えることから当該交付金を減額することによるもので、次の新設された道路メンテナンス補助金について5, 445 万円を増額するものでございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1, 439 万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の対策として実施した国庫補助事業の地方負担分に対して追加で交付されることとなったことによる増額、特別定額給付金給付事務費補助金 963 万 8, 000 円の減額は、給付金事務に要した経費の実績により減額するものでございます。

次に、県支出金について、施設型給付・地域型保育給付負担金 1, 217 万 2, 000 円の増額は、補助金の決定額に合わせた増額、農業委員会費交付金 976 万 2, 000 円の増額は、追加で交付されることとなったことによる増額、担い手確保・経営強化支援事業補助金 3, 320 万 6, 000 円の増額は、国の第3次補正による農業者の機械等導入支援の財源とするための増額、農地防災事業補助金 736 万 5, 000 円の減額は、農業水路等長寿命化・防災減災事業のため池ハザードマップ作成業務及びため池耐震調査業務の委託金額が確定したことから減額するものでございます。

次に、諸収入について、埋蔵文化財発掘調査費 825 万 3, 000 円の減額は、対象となる事業の執行見込みがないことによる減額、市町村振興協会市町村交付金 1, 050 万 4, 000 円の増額は、収入見込みにより増額するものでございます。

次に、地方債について、公園整備事業債 6, 500 万円の増額は、国の第3次補正によるボルダリング施設整備の財源とするための増額、社会資本整備事業債（防災安全）730 万円の減額につきましては、国庫支出金と同様に国の第3次補正による町道道路改良・舗装他工事及び町道維持修繕工事等の財源とするため

の増額と、予算を組み替えることから当該町債を3,600万円減額し、道路メンテナンス事業債として3,600万円を増額するものでございます。

減収補填債1億7,210万円の増額につきましては、法人税割、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金及び町たばこ税の減収分を補填するため増額するものでございます。

次に、その他といたしまして、財政調整基金繰入金1億4,406万9,000円の減額は、令和2年度当初予算編成に係る一般財源の不足分及び新型コロナウイルス感染症に係る町独自対策の財源としていたものについて、ほかの財源で補うこととしたことによる減額、減債基金繰入金1,178万円の減額は、繰上償還の実績により減額するものでございます。

次のページに移っていただきまして、未来につなぐふるさと交産基金繰入金550万8,000円の増額は、充当する各事業の決算見込みによる増額、前年度繰越金は、予算化していなかった1億2,760万7,000円を増額するものでございます。

次に、ページ中段の繰越明許費でございますが、令和3年度へ繰り越して実施する事業を記載しております。これらは国の補正予算に係るもの、事業の進捗の遅延等により令和2年度末までに完了できない見込みとなっているもの等について、繰越しをお願いするものでございます。

次に、債務負担行為補正でございますが、広報りゅうおう配送業務につきましては、令和3年度当初予算に先立ち、令和2年度中に事務処理を行う必要があるため追加するものでございます。

かがみの里直売所備品リースにつきましては、令和2年度当初予算において、期間を令和3年度から令和7年度まで、限度額を509万5,000円として設定させていただいたところですが、契約までに時間を要することから、期間を1年間延長するとともに、限度額を101万9,000円増額する変更を行うものでございます。

最後に、地方債補正でございますが、歳入におきまして御説明させていただいたものについては割愛いたします。

交通安全施設整備事業債につきましては、執行見込みにより200万円を減額する変更を、基幹水利施設保全管理事業債につきましては、県営かんがい排水事業について、国第3次補正予算を活用し、追加の工事が行われることとなったことから330万円を増額するとともに、県営農地防災事業等が完了したため17

0万円を減額する変更を、農林公園施設整備事業債につきましては、執行見込みにより190万円を減額する変更を、社会資本整備事業債（社会資本整備）につきましては、殿山線道路改築事業の交付決定により70万円を減額する変更を、防災対策事業債につきましては、借入れを実施しないこととしたことから40万円を減額し、廃止させていただくものでございます。

以上、令和2年度竜王町一般会計補正予算第8号の内容説明といたします。

○議長（小西久次） この際、申し上げます。

ここで、午後2時20分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時20分

○議長（小西久次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議第17号 令和3年度竜王町一般会計予算

日程第19 議第18号 令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
予算

日程第20 議第19号 令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）  
予算

日程第21 議第20号 令和3年度竜王町学校給食事業特別会計予算

日程第22 議第21号 令和3年度竜王町介護保険特別会計予算

日程第23 議第22号 令和3年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算

日程第24 議第23号 令和3年度竜王町水道事業会計予算

日程第25 議第24号 令和3年度竜王町下水道事業会計予算

○議長（小西久次） 次に、日程第18 議第17号、令和3年度竜王町一般会計予算から日程第25 議第24号、令和3年度竜王町下水道事業会計予算までの8議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま一括上程いただきました議第17号から議第24号までの8議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第17号、令和3年度竜王町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億9,900万円と定めるものでございます。令和3年度予算に係ります基本的な方針等は、先ほど述べました行政執行方針のとおり

りでございます。予算を重点配分しております主な内容について申し上げます。

まず、「活力あふれるまちづくり」としまして、1点目に、拠点整備として、コンパクトシティ化構想実現に向けた中心核の整備を進めるため、先導的事業である交流・文教ゾーンの整備について、事業地造成の基本設計と新設道路の予備設計等に着手します。

2点目に、魅力ある農業・商業・観光業及びスポーツ等の振興支援策として、道の駅アグリパーク竜王の拡充・整備、魅力ある農業の創生事業や竜王近江牛等特産品魅力発信事業を継続して実施していくことに加えて、スポーツライミングの普及啓発、さらに、ふるさと竜王夏まつり、また、第40回目となる竜王町文化祭の開催補助を行います。

3点目に、新たな企業誘致の推進及び若者定住対策と雇用の促進として、立地企業との関係強化と新たな企業の誘致を推進し、また、住宅の新築及びリフォーム、並びに家賃への助成等、若者も暮らしたくなる定住のための住まい助成を行います。

4点目に、竜王で子どもたちを育てたいという教育の充実として、竜王小学校の移転新築に係る準備、一人一人に寄り添うきめ細かな指導・支援の継続や幼小中系統的英語教育推進事業等に加えて、早寝早起き朝ごはん推進事業を継続します。

次に「安心して暮らせるまちづくり」といたしましては、1点目に、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりと子育て支援等の充実として、小中学生医療費無償化、軽自動車購入助成を継続し、また、西小学校区の学童保育所新築に向けた準備を進めるとともに、給食センター内の食物アレルギー対策として、町費栄養士の配置とアレルギー対応給食管理システムを導入します。

2点目に、健康寿命の延伸と地域コミュニティの維持・活性化を図るため、りゅうおう健康ベジ7（セブン）チャレンジを継続し、また、地域コミュニティの維持・活性化事業について新設しました。

3点目に、持続可能な交通・道路ネットワークの確保のため、通学定期補助及び夜間特別便、また、「チョイソコりゅうおう」の実証運行を継続し、また、橋梁の修繕補強と町道の舗装修繕等による長寿命化を図ります。

4点目に、自然災害に対する危機管理及び危機対応力の向上と強靱化を推進するため、令和2年度に整備しました、防災行政情報システムの公式アプリ（しるみる竜王）等を活用し、また、日野川改修、国道8号の整備については、早期に



実施されるよう加速化を図るため、国・県要望を強化します。

これらの事業の実施によりまして、まちの抱える課題の解決に向けて積極的に取り組み、「明るく元気で活力あふれる強いまち竜王町」、「次世代に誇れるまち竜王町」の実現に向けて、町行政が一丸となり、着実に各施策を進めさせていただくとともに、議員各位の格別の御理解と御協力を賜りながら、鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

次に、議第18号、令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,420万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと、1億3,670万円の減額、率にしますと7.8%の減となるものでございます。

歳入につきまして、国民健康保険税について、被保険者の収入減額分相当を補填することを目的に財政調整基金から繰入れを行うことから、2,497万円の減額でございます。また、繰入金は8,429万2,000円で、昨年度と比べて1,159万3,000円の減額でございます。

歳出につきましては、保険給付費12億9,471万1,000円、国民健康保険事業費納付金2億8,250万6,000円、保健事業費は2,178万9,000円を計上しております。

今後とも、適正に事務処理を行い、安定した財政運営を図るとともに、税の公平性の観点からも引き続き未納対策にも努めてまいります。

次に、議第19号、令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、医科1,160万円、歯科4,990万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと、医科につきましては340万円の増額、率にして41.5%の増となり、歯科につきましては100万円の減額、率にして2.0%の減となるものでございます。

医科につきましては、平成30年度から3年間、指定管理者制度による管理運営を行い地域医療の充実を図っておりますが、令和3年9月までその期間を延長するものでございます。また、令和3年10月開所に向けて診療所の整備を進めるものでございます。

歯科につきましては、歳入について、診療所運営の主なものとしまして診療収入4,464万4,000円を計上しております。また、事業勘定や一般会計等から262万1,000円を歯科保健事業に係る繰入金として計上しております。

歯科につきましては、外来診療を中心に早期予防、並びに早期治療に取り組んでまいります。また、健康推進、並びに福祉部門と連携し、保健事業や介護予防事業にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議第20号、令和3年度竜王町学校給食事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,930万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと、130万円の減額で、率にいたしますと2.1%の減としております。歳入といたしましては、給食負担金を5,919万6,000円計上しております。歳出といたしましては、給食に係る資材費等でございます。

次に、議第21号、令和3年度竜王町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,210万円と定めるものでございます。歳入につきましては、令和3年度から介護保険料改定を行い、第1号被保険者保険料を2億5,868万7,000円とし、前年度に比べ1,823万4,000円の増と見込んでおります。歳出につきましては、今般改訂を行う竜王町介護保険事業計画のサービス見込み量から算定した給付費及び事業費の積算を行い、前年度と比べて4,710万円の増額、率にして4.6%の増としております。

今後とも、介護保険制度を持続可能なものとし、適正な介護サービスが受けられるよう健全な財政運営を行い、地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、議第22号、令和3年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,860万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと、280万円の増、率にして2.4%の増となるものでございます。歳入の主な内容につきましては、後期高齢者保険料は9,176万3,000円で前年度と比べて296万1,000円の増額、繰入金は2,500万5,000円で、前年度と比べて2万4,000円の増額でございます。歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金は1億1,523万2,000円で、前年度と比べて296万7,000円の増額でございます。

次に、議第23号、令和3年度竜王町水道事業会計予算につきましては、収益的収入の予定額を3億5,843万3,000円及び収益的支出の予定額を3億3,693万9,000円、資本的収入の予定額を1億7,770万円及び資本

的支出の予定額を2億5,275万円と定めたいものでございます。

水道事業につきましては、ライフラインの基盤整備として、今日的な課題である管路施設について、安全で安心な水道水の供給ができるよう、年次計画による改良を進めてまいります。

次に、議第24号、令和3年度竜王町下水道事業会計予算につきましては、収益的収入の予定額を5億830万8,000円及び収益的支出の予定額を4億9,553万8,000円、資本的収入の予定額を2億7,326万5,000円及び資本的支出の予定額を4億3,012万円と定めたいものでございます。

下水道事業につきましては、資産等の財務や経営状況がより明確になりましたので、経営基盤の強化を図りながら、施設の効率的な維持管理に努め、投資的経費の平準化等を行い、更なる町民サービスの強化を目指してまいります。

以上をもちまして、議第17号から議第24号までの8議案につきまして説明を申し上げたところでございますが、議第17号、議第18号、議第19号、議第21号、議第23号及び議第24号の詳細につきまして、順に担当課長から説明させていただきますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

**○議長（小西久次）** 間宮総務課長。

**○総務課長（間宮泰樹）** ただいま町長から、議第17号、令和3年度竜王町一般会計予算について提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容について、お手元に配付いたしております提出議案説明資料32ページの、令和3年度（2021年度）当初予算案（一般会計）の概要に基づき御説明申し上げます。

令和3年度の一般会計予算の総額は59億9,900万円としており、前年度に比べ3億1,400万円の減、率にしますと5.0%の減としました。令和3年度は、新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施をはじめとした感染症拡大防止対策と経済社会活動の回復を最優先課題としつつ、平成29年度から取り組んでいる、「明るく元気で活力あふれる強いまち竜王町」、「次世代に誇れるまち竜王町」を実現するため、「活力」と「安心」を柱とした施策及び重点施策プロジェクトの推進に予算を重点配分しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響による歳入の減少を見込んでおりますが、第六次竜王町総合計画のスタートの年度にふさわしい、若者に視点を置いた予算編成としています。

具体的には、コンパクトシティ化構想に基づく、利便性が高く多様な交流を育

む中心核の整備、そのリーディングプロジェクトである竜王小学校を移転新築するための基本計画策定、町内外の拠点をつなぐ利便性の高い交通ネットワークの構築のほか、道の駅の機能強化等による農業・商業・観光業の振興、若者の定住対策や教育の充実、また、子育て支援や健康寿命の延伸等による高齢者福祉の充実と多様な参画による地域コミュニティの維持・活性化、自然災害に対する危機対応力の強靱化等に取り組みます。

では、特に重点配分しました事業について説明いたします。

このページの中段以下を御覧ください。

まず、「活力あふれるまちづくり」の1点目として、「コンパクトシティ化構想実現に向けた中心核の整備」でございます。「コンパクトシティ化構想リーディングプロジェクト「交流・文教ゾーン」の整備3,597万円の計上は、コンパクトシティ化構想に基づく中心核の整備において、先導的事业である「交流・文教ゾーン」の整備について、地元や国、県などの関係者と協議を進めるとともに、事業地造成の基本設計と新設道路の予備設計等に着手します。

2点目として、「魅力ある農業・商業・観光業およびスポーツ等の振興支援策」でございます。まず、「道の駅アグリパーク竜王の拡充・整備」6,320万円の計上は、施設のさらなる充実を図るため、国の交付金を活用し、令和元年度から令和3年度において産地形成促進施設として直売所増築などの施設整備を進めています。令和3年度は、近江牛発祥の地である本町の強みを生かすため、近江牛販売施設「ミートショップ」等の整備を行うことにより来訪者の増加、販売促進等の役割を果たし地域産業の活性化につなげます。

次のページに移りまして、「魅力ある農業の創生と農業振興の在り方の検討」1,142万円の計上は、米・野菜・果樹・近江牛等の魅力ある農畜産物を真のブランドとして創生するため、町独自に支援をします。また、令和3年度は検討会議において幅広い分野から意見を聞く中で、将来にわたり持続的で発展性のある竜王町農業を維持するため、担い手の育成、経営基盤の安定、産地の育成強化、土地改良施設等の保全等について方向性を示す、「竜王町農業振興ビジョン」の策定を進めます。

次に、「竜王近江牛等特産品の魅力を発信」290万円の計上について、令和3年は、近江牛発祥の地である竜王町を象徴する丑年です。世界に誇るこの近江牛を基軸にしたまちの特産品や歴史、文化などの地域資源を発信するため、関係機関と連携し、ブランドプロモーションや町内集客施設との地域連携を進めてい

きます。

次に、「滋賀国民スポーツ大会に向けたスポーツライミングの普及促進」110万円の計上は、令和7年度に開催される滋賀国民スポーツ大会では本町がスポーツライミングの競技会場地となることから、町民のスポーツ振興に対する機運醸成を図ることを目的にボルダリング施設の整備を進めるとともに、小学生ボルダリング体験教室や竜王町ライミングアンバサダー（広報大使）による魅力発信に加え、滋賀国スポ大会への出場を目指す地元出身選手の育成強化を行います。

次に、「ふるさと竜王夏まつり」および「第40回記念竜王町文化祭」の開催補助450万円の計上は、2年に一度開催される両イベントの開催を前提として、コロナ禍を乗り越え、活力あるまちづくりにつながるよう、実行委員会に対し補助を行います。

3点目として、「新たな企業誘致の推進および若者定住対策と雇用の促進」でございます。

まず、「若者も暮らしたくなる定住のための住まい助成」1,450万円の計上は、若者の定住を促進するため、住宅の新築及びリフォーム、並びに家賃への助成を行うことで定住化を図ります。また、町有地を活用した住宅地確保に向けた検討も継続します。

次に、「立地企業との関係強化と新たな企業誘致の推進」69万円の計上は、立地企業との関係強化と新たな企業の誘致を推進し、地域経済の活性化を図ります。

4点目として、「竜王で子どもを育てたいという教育の充実」でございます。

まず、「竜王小学校の移転新築に向けた準備」1,005万円の計上は、令和7年4月に開校を目指す、竜王小学校を移転新築するための基本計画を策定します。

次に、「きめ細かな教育の推進」7,967万円の計上は、町費による各種支援員等を町内校園に配置し、一人一人に寄り添うきめ細かな指導や支援を充実します。また、さらなる就学前教育・保育の充実と保護者のニーズに応えられるよう、令和4年度の開園を目指し、本町にふさわしい町立幼稚園から認定こども園への移行を進めます。

次に、「生きて働く基礎学力の定着と幼小中系統的英語教育の推進」694万円の計上は、児童生徒の基礎学力の定着に向けた指導力の向上、また「徹底反復

学習」に取り組み、集中力の向上や脳の活性化を図り、総合的な学力の向上を目指します。さらに、英語教育については幼小中の系統性を一層重視し、英語に慣れ親しむ機会を拡大するなど、さらなる充実を図ります。

次に、「子どもの健やかな成長を支援する家庭教育の充実」100万円の計上は、国の「早寝早起き朝ごはん」推進校事業を受託し、「家庭の教育力向上」を社会教育の中心に据え、積極的に推進することにより、子どもたちの学ぶ力の向上と規則正しい生活習慣の確立を目指します。

次のページに移りまして、「安心して暮らせるまちづくり」に向けた内容でございます。

1点目として、「安心して子どもを産み、育てられる環境づくりと子育て支援等の充実」でございます。

まず、「小中学生の医療費無償化を継続」2,850万円の計上は、平成29年10月から実施しております、小学生から中学校卒業までの医療費の無償化を継続するものです。

次に、「放課後児童の健全な育成」5,398万円の計上は、西小学校区の借地も含めた学童保育所5クラスを運営し、昼間就労等で保護者が不在の児童に対し安心して安全な育成の場を提供します。令和3年度は、西小学校区の学童保育所新築に向け設計業務を行います。

次に、「給食センター内の食物アレルギー対策」340万円の計上は、食物アレルギーがある園児・児童・生徒が年々増加している中、学校給食で最優先される安全性を確保するため、町費栄養士の配置及びアレルギー対応給食管理システムの導入を行います。

次に、「軽自動車の購入助成」154万円の計上は、定住促進及び子育て世帯の支援を目的とした軽自動車購入の助成、また、高齢者の安全確保を目的とした先進安全性能を備えた軽自動車購入に対する助成を行い、併せて地域経済の活性化を図ります。

2点目として、「健康寿命の延伸と地域コミュニティの維持・活性化」でございます。

まず、「りゅうおう健康ベジ7（セブン）チャレンジの推進」178万円の計上は、健康課題である糖尿病及び高血圧症などの予防のため、健康いきいき竜王21プランに基づき、地域や関係機関と協働して取り組み、令和3年度は、加えて「1日プラス10分動こうチャレンジ」の推進に取り組むことで健康寿命の延

伸を図ります。

次に、「地域コミュニティの維持・活性化」200万円の計上は、多様な参画によるこれまでの地域コミュニティの維持・活性化を図るとともに、竜王町にふさわしい新たな活動組織の在り方を検討します。

次に、「自治会が行う事業に対する助成」1,789万円の計上は、地域住民の自主性及び協調性の向上、並びに個性的で魅力ある地域の形成と協働によるまちづくり意識の向上を図るため、自治会が行う事業に対し助成を行います。

3点目として、「持続可能な交通・道路ネットワークの確保」でございます。

まず、「路線バスとチョイソコリゅうおうの利用促進」1,059万円の計上は、子育て支援や路線バスの利用促進を目的とした通学定期補助及び夜間特別便、また、町内の各拠点をつなぐ「チョイソコリゅうおう」の実証運行を継続します。

次に、「橋梁の修繕工事と道路交通網の長寿命化」1億2,450万円の計上は、緊急輸送道路である竜王大橋の修繕補強工事や町道の舗装修繕等により長寿命化を図ることで通行の安全を確保します。

4点目として、「自然災害に対する危機管理および危機対応力の向上と強靱化の推進」でございます。

まず、「竜王町防災行政情報システムの運用管理」672万円の計上は、災害時の迅速な避難行動等につなげるため、令和2年度に整備した防災行政情報システムの公式アプリ（しるみる竜王）等を活用し、的確な情報伝達を図ります。

次のページに移りまして、「日野川改修・国道8号整備促進の強化」200万円の計上についてでございます。

日野川改修については、県が実施している日野川河道概略検討について、日野川改修期成同盟会において協議を進めるとともに、日野川の抜本改修のための河川整備計画変更が早期に実施されるよう加速化を図るため、国・県要望を強化します。また、国道8号についても、東近江区間を早期に調査区間に指定されるよう加速化を図るため、国道8号（東近江区間）整備促進期成同盟会を中心に国・県要望を強化します。

次に、「新型コロナウイルス感染症に対する主な対策予算」について説明いたします。

まず、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」6,145万円の計上は、ワクチン接種体制確保として、新型コロナウイルスワクチン接種推進チームを設置し、ワクチン接種を円滑に実施します。

次に、「県制度融資「セーフティネット資金」の利用時における利子補給」400万円の計上は、売上等が減少している中小企業の資金繰りの支援策として、県制度融資「セーフティネット資金」の利用時における利子補給を実施します。令和3年度は利子補給期間3年間の2年目となります。

主なコロナ対策予算は以上でございますが、経済社会活動の回復を図る等その他のコロナ対策については、今後の状況を踏まえつつ、迅速に対応することといたします。

次に、歳入予算におきましては、町税を約32億826万円、対前年度4億8,555万円（13.1%）の減収を見込んでいます。これは、町税のうち法人町民税について、法人税割の税制改正に伴う法人税率の引下げによるものと、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年度当初予算から約3億9,000万円の減となる影響が大きく、一方で、普通交付税については、平成30年度から令和2年度まで不交付でありましたが、町税の減収等を受けて3,200万円の皆増を見込んでおり、これと併せて、町債において臨時財政対策債1億7,500万円の皆増を見込んでいます。このような状況において、依然として厳しい財政状況であること、また、令和3年度は特に町税の減収の影響が大きいことから、歳出削減及び歳入確保に努めてもなお不足する所要の財源のため、財政調整基金から1億6,415万円を取り崩すこととしました。これにより、令和3年度末の同基金残高は、12億1,700万円程度になる見込みです。

続いて、議案書54ページを御覧ください。

第2表債務負担行為につきましては、3つの項目において、それぞれ限度額の設定をお願いするものであります。

次に、55ページの第3表地方債につきましては、12事業の総額3億3,090万円について、それぞれ限度額の設定をお願いするものでございます。

また、ページ戻りまして47ページの第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額につきまして、その上限を20億円として定めるものでございます。

以上、議第17号、令和3年度竜王町一般会計予算の内容説明とさせていただきます。

○議長（小西久次） 中寫住民課長。

○住民課長（中寫幸作） 続きまして、議第18号、令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。



お手元の、特別会計の歳入歳出予算に関する説明書3ページから御覧ください。  
歳入ですが、1ページめくっていただきまして、国民健康保険税は2億1,198万5,000円で、前年度と比較いたしますと2,497万円の減額となります。

県支出金につきましては、保険給付費等交付金が13億1,558万6,000円で、前年度と比べて1億34万7,000円の減額です。

5ページの一般会計繰入金は7,129万2,000円で、前年度と比べて459万3,000円の減額でございます。

6ページの繰入金は1,300万円で、財政調整基金から繰り入れるものです。繰越金は10万円で、前年度から1,000円の増額でございます。

次に、歳出でございます。

9ページを御覧ください。

総務管理費につきましては、679万1,000円を計上しております。内容といたしましては、被保険者証の印刷発行等の一般事務経費、国保連合会電算レセプト処理手数料、データ標準レイアウトに伴うシステム改修経費、国保連合会負担金などで、前年度と比べて118万1,000円の減額でございます。

9ページから10ページにかけてまして、徴税费につきましては、人件費、通信運搬費などで、329万8,000円、前年度と比べて1万7,000円の増額でございます。

運営協議会費につきましては32万4,000円で、前年度と比べて1万6,000円の増額でございます。

11ページにかけてまして、国保の本体部分であります保険給付費の療養諸費として10億5,440万2,000円を計上しております。高額疾病に係る医療費の状況を加味した上で算出しております。前年度と比べて、7,503万5,000円の減額でございます。

12ページにかけてまして高額療養費につきましては、2億3,585万7,000円で前年度と比べて3,001万円の減額でございます。葬祭諸費につきましては95万円で前年度と同額でございます。

13ページの出産育児諸費につきましては、336万2,000円で前年度と同額でございます。国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分が1億9,549万円、14ページの後期高齢者支援金等分が6,807万2,000円、介護納付金分が1,894万4,000円でございます。

15ページの保健事業費については、40歳以上の被保険者に対する特定健康診査等の実施が医療費保険者に義務づけられており、特定健康診査等事業費は1,868万8,000円、保健衛生普及費は、国保若年層に対する健康診査等の実施により、310万1,000円でございます。

16ページの基金積立金は26万8,000円、財政調整基金の利息でございます。諸支出金の償還金及び還付加算金は114万円、17ページの繰出金は、歳入で県から収入しました特別交付金を施設勘定予算へ繰り出すもので、237万2,000円でございます。

予備費については100万円とし、平成30年度から保険給付費の増加に備える必要性がなくなりましたので、必要最小限の計上としております。

今後も、健康推進課とともに国保被保険者の健康づくりや保健事業の推進及び情報提供など健康づくりの支援をさせていただき、もって、健康寿命の進展と医療費の適正化に努め、国保財政健全運営に取り組みたいと考えております。

以上、議第18号、令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算の内容説明とさせていただきます。

引き続きまして、議第19号、令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

特別会計の歳入歳出予算に関する説明書21ページを御覧ください。

医科につきましては、指定管理者制度により管理運営を医療法人社団弓削メディカルクリニックにお願いするものでございます。

まず、歳入でございますが、23ページの財産収入につきましては、19万1,000円で、財政調整基金の利息と保険調剤薬局への普通財産の貸付けによるものでございます。

事業勘定繰入金の194万3,000円は、診療所整備に対する国庫補助分に関する事業勘定からの繰入金でございます。

財政調整基金繰入金につきましては、令和3年度指定管理料を支払うための費用及び施設整備事業費の財源として、936万4,000円を計上しております。

次に歳出でございますが、25ページの一般管理費につきましては、375万7,000円を計上しております。そのうち325万円が指定管理料でございます。

施設整備費につきましては、709万5,000円を計上しております。内訳として、医療機器移設業務委託料が126万5,000円、医療用機械器具購入

に係る備品購入費が583万円でございます。

26ページの医療用機械器具につきましては、修理費10万円を計上しております。

基金積立金は3万9,000円で財政調整基金の利息分でございます。

医科診療所では、指定管理者制度を活用し、民間の医療機関のお力をお借りしまして、さらに地域住民の健康保持増進と疾病予防、早期発見、早期治療に努めるとともに、保健・福祉・医療の連携を図りながら地域に根差した安定した医療・保健事業に努めてまいります。また、令和3年10月開所に向けた診療所の整備を進めてまいります。

次に歯科でございますが、まず、歳入につきましては、31ページの診療収入、診療所運営の主な収入としまして、4,403万1,000円を計上し、32ページにかけての介護サービス収入につきましては、61万3,000円を計上しております。

事業勘定繰入金の42万9,000円は、歯科保健事業に対する国庫補助分に関する事業勘定からの繰入金でございます。

33ページにかけての他会計繰入金につきましては、219万2,000円を計上しております。

次に歳出でございますが、35ページから37ページにかけて、総務費としまして、歯科診療所の施設管理費及び町民皆様の歯科保健を担っております歯科保健センターの管理費として、3,831万7,000円を計上しております。

次に、38ページの医業費につきましては、964万5,000円を計上しております。基金積立金につきましては、143万3,000円で財政調整基金の利息分を含む積立てでございます。

本年度も、保健行政や地域、学校、家庭、町内開業医と連携しながら、乳幼児から高齢者までの全町民を対象に、健康づくりは「健康な歯から」、「治療より予防」を合い言葉に、診療業務を併せて各ライフステージに合った歯科保健事業に努めてまいります。

以上、議第19号、令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算の内容説明とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 西村福祉課長。

**○福祉課長（西村忠晃）** 続きまして、議第21号、令和3年度竜王町介護保険特別会計予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

お手元配付の竜王町特別会計の歳入歳出予算に関する説明書の57ページ、58ページを御覧ください。

まず、歳入でございますが、59ページ保険料につきまして、65歳以上の第1号被保険者保険料で、日本年金機構などで年金から徴収されます特別徴収保険料や普通徴収保険料で、2億5,868万7,000円、前年度に比べ1,823万4,000円の増となっており、令和3年度からの第8期介護保険事業計画の介護保険料に基づく金額となっております。

国庫支出金につきましては、介護給付費負担金が1億8,257万5,000円、ページをめくっていただきまして60ページ、調整交付金が1,397万3,000円、地域支援事業交付金の介護予防事業が318万6,000円、包括的支援事業・任意事業が1,275万2,000円のそれぞれルール分を計上しております。また、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組に対して交付される保険者機能強化推進交付金を196万2,000円、介護予防、健康づくり等に資する取組に対して交付される保険者努力支援交付金を192万円計上しております。

支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料を原資に、介護給付費交付金が2億6,936万円、地域支援事業支援交付金が430万1,000円でございます。

61ページに移りまして、県支出金は、介護給付費負担金が1億4,164万6,000円、地域支援事業交付金の介護予防事業が199万2,000円、包括的支援事業・任意事業が637万5,000円のそれぞれルール分を計上しております。

財産収入は、介護給付費準備基金の運用利子5万3,000円を計上しております。

ページをめくっていただきまして62ページ、繰入金につきましては、一般会計からの繰入れとして1億5,132万3,000円を計上しており、その内訳は、介護給付費繰入金が1億2,469万6,000円、その他一般会計繰入金が1,826万円、地域支援事業繰入金の介護予防事業が199万2,000円、包括的支援事業・任意事業が637万5,000円でございます。また、介護給付費準備基金からの繰入れとして、1,198万6,000円を計上しております。

次に、歳出でございます。65ページを御覧ください。

総務管理費が141万円、徴収費が126万3,000円でございます。

ページをめくっていただきまして66ページ、介護認定に要する主治医意見書や認定調査委託費用、要介護認定申請に基づく認定調査や主治医意見書により要介護度を審査するために共同設置しております介護認定審査会への負担金などを、介護認定審査会費として697万2,000円を計上しております。

67ページから68ページに移りまして、保険給付費でございますが、要介護認定を受けられた方々の居宅介護サービス、施設介護サービス、地域密着型介護サービスなどの介護サービス等諸費が9億2,708万2,000円、68ページから69ページに移りまして、要支援認定を受けられた方々の介護予防サービス、介護予防サービス計画などの介護予防サービス等諸費が3,329万6,000円、ページをめくっていただきまして70ページ、高額介護サービス等費が1,450万5,000円、特定入所者介護サービス等費が1,921万3,000円、71ページに移りまして、高額医療合算介護サービス等費が260万2,000円、その他経費を含め保険給付費全体で9億9,765万7,000円を計上しており、前年度に比べ4,317万7,000円の増となっております。

地域支援事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費が1,200万1,000円でございます。

一般介護予防事業費につきましては、582万9,000円でございます。地域の介護予防活動の支援に係るものでございます。

包括的支援事業費は1,933万3,000円、任意事業費が364万2,000円で、主に緊急通報システム運営事業委託料や配食サービス見守り事業、成年後見人等報酬助成金に係るものでございます。

74ページに移りまして、在宅医療・介護連携推進事業費は5万1,000円で、在宅医療ネットワーク会議に係る費用でございます。

生活支援体制整備事業費は718万円で、生活支援コーディネーターの人件費でございます。

認知症総合支援事業費は469万4,000円で、認知症地域支援推進員の人件費や認知症カフェの運営委託料でございます。

今後も、介護サービス基盤の安定、強化を図りながら、住民の皆様とともに、介護予防、健康づくり、認知症対策等に取り組み、高齢者が地域でいきいきと安心して暮らせるよう、適正な介護保険の運営に努めたいと考えております。

以上、議第21号、令和3年度竜王町介護保険特別会計予算の内容説明とさせ

ていただきます。

○議長（小西久次） 森岡上下水道課長。

○上下水道課長（森岡道友） 議第23号、令和3年度竜王町水道事業会計予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

予算書を御覧ください。

1 ページ、第2条、業務の予定量といたしまして、給水戸数につきまして3,900戸、年間総配水量につきまして158万3,000立方メートル、1日平均給水量につきまして4,000立方メートル及び主な建設改良事業といたしまして、今後の年次計画に基づく管路更新事業を実施するに当たり、これに係る事業費につきまして2億381万円をそれぞれ予定するものでございます。

次に、第3条予算及び第4条予算につきましては、提出議案説明資料65ページの予算の概要によりまして御説明申し上げます。

第3条予算でございますが、収益的収入の予定額といたしまして、3億5,843万3,000円と定めたいものでございます。前年度と比較して1,051万2,000円の減額でございます。

収益的支出の予定額といたしましては、3億3,693万9,000円と定めたいものでございます。前年度と比較して1,468万4,000円の減額でございます。

収益的収入の内訳といたしまして、営業収益が3億93万7,000円、営業外収益が5,748万6,000円、特別利益が1万円でございます。営業収益の主な収入といたしまして、給水収益が2億9,640万円でございます。営業外収益の主な収入といたしまして、補助金が3,183万円で、長期前受金戻入が2,327万9,000円でございます。特別利益の主な収入といたしまして、貸倒引当金戻入益が1万円でございます。

次に、収益的支出の内訳といたしまして、営業費用が3億2,143万7,000円、営業外費用が1,520万2,000円でございます。営業費用の主な支出といたしまして、県水受水費が1億6,255万6,000円、減価償却費が7,475万5,000円、委託料が3,122万円、人件費が2,527万7,000円でございます。その他の営業費用につきましては、御覧いただいておりますとおりでございます。営業外費用の主な支出といたしまして、支払利息が1,270万円等でございます。

次に、第4条予算でございますが、資本的収入の予定額といたしまして、1億

7, 770万円と定めたいものでございます。前年度と比較して9, 743万4, 000円の増額でございます。

資本的支出の予定額といたしましては、2億5, 275万円と定めたいものでございます。前年度と比較して9, 137万9, 000円の増額でございます。

資本的収入の主な収入といたしまして、建設改良費に伴います企業債が1億1, 300万円、他会計からの負担金が1, 070万円でございます。

資本的支出の主な支出といたしまして、管路敷設替工事等の設計委託料及び工事費に係る改良事業費が2億1, 281万円、企業債償還金が3, 423万円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして7, 505万円の不足となりますが、これにつきましては、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金、並びに当年度分消費税資本的収支調整額で補填させていただくこととしております。

予算書に戻りまして、2ページを御覧ください。

第5条で債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額といたしまして、施設保守点検業務委託料を令和4年度から6年度までの期間3, 175万6, 000円を限度額とし、第6条で企業債の限度額を1億1, 300万円に、第7条で一時借入金の限度額を1, 000万円に、第8条で予定支出の各項の経費の金額の流用といたしまして営業費用と営業外費用との間に、第9条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費2, 508万6, 000円、交際費2万円、第10条で一般会計等から受ける補助金といたしまして3, 183万円、第11条でたな卸資産購入限度額を500万円に定めたいものでございます。

以上、議第23号、令和3年度竜王町水道事業会計予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議第24号、令和3年度竜王町下水道事業会計予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

予算書を御覧ください。

1ページ、第2条、業務の予定量といたしまして、接続戸数につきまして3, 300戸、年間総処理水量につきまして134万3, 000立方メートル、1日平均処理水量につきまして3, 700立方メートル及び主な建設改良事業といたしまして、滋賀竜王工業団地の誘致に伴い、最大排水量の確保に向けた下水道整備など、これに係る事業費等につきまして1億309万2, 000円をそれぞれ

予定するものでございます。

次に、第3条予算及び第4条予算につきましては、提出議案説明資料66ページの予算の概要によりまして御説明申し上げます。

第3条予算でございますが、収益的収入の予定額といたしまして、5億830万8,000円と定めたいものでございます。前年度と比較して1,266万5,000円の減額でございます。

収益的支出の予定額といたしまして、4億9,553万8,000円と定めたいものでございます。前年度と比較して1,506万4,000円の減額でございます。

収益的収入の内訳といたしまして、営業収益が1億7,034万9,000円、営業外収益が3億3,795万5,000円でございます。

営業収益の主な収入といたしまして、下水道使用料が1億7,023万8,000円でございます。

営業外収益の主な収入といたしまして、他会計補助金が1億8,294万円、長期前受金戻入が1億5,465万3,000円でございます。

次に、収益的支出の内訳といたしまして、営業費用が4億3,961万3,000円、営業外費用が5,542万5,000円でございます。

営業費用の主な支出といたしまして、委託料が3,116万7,000円、有形固定資産減価償却費が2億5,659万7,000円、無形固定資産減価償却費が3,851万9,000円でございます。その他の営業費用につきましては、御覧いただいているとおりでございます。

営業外費用の主な支出といたしまして、支払利息が5,417万5,000円等でございます。

次に、第4条予算でございますが、資本的収入の予定額といたしまして、2億7,326万5,000円と定めたいものでございます。前年度と比較して938万2,000円の減額でございます。

資本的支出の予定額といたしましては、4億3,012万円と定めたいものでございます。前年度と比較して934万円の減額でございます。

資本的収入の主な収入といたしまして、建設改良費等企業債が2億310万円、国庫補助金が200万円等でございます。

資本的支出の主な支出といたしまして、滋賀竜王工業団地に伴う下水道整備等に係る管渠築造費が1億709万2,000円、流域下水道建設費が1,829



万2,000円、企業債償還金が3億473万6,000円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして1億5,685万5,000円の不足となりますが、これにつきましては、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金、並びに当年度分消費税資本的収支調整額で補填させていただくこととしております。

予算書に戻りまして、2ページを御覧ください。

第5条で企業債の限度額を下水道事業が1億1,280万円、資本費平準化債が9,030万円、未利用利子が1,080万円に、第6条で一時借入金の限度額を5億円に、第7条で予定支出の各項の経費の金額の流用といたしまして営業費用と営業外費用との間に、第8条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費2,688万3,000円、第9条で一般会計から受ける補助金といたしまして1億8,794万円に定めたものでございます。

以上、議第24号、令和3年度竜王町下水道事業会計予算の内容説明とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** この際、申し上げます。ここで午後3時40分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後3時30分

再開 午後3時40分

**○議長（小西久次）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第26 議第25号 第六次竜王町総合計画基本構想を定めることについて**

**日程第27 議第26号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて**

**○議長（小西久次）** 次に、日程第26 議第25号、第六次竜王町総合計画基本構想を定めることについて及び日程第27 議第26号、指定管理者の指定につき議決を求めることについての2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** ただいま一括上程いただきました、議第25号及び議第26号につきまして提案理由を申し上げます。

議第25号、第六次竜王町総合計画基本構想を定めることについてにつきましては、平成23年に現在の第五次竜王町総合計画を策定して以来、「ひと”育

ち みんなで煌く 交竜の郷」を将来像として、町民皆様と議員各位の御理解の中でまちづくりを進めてまいりましたが、本年度が計画最終年度となりますことから、本町の次の10年を見据えた将来像を町民の皆様とともに作り上げ、その実現に向けた基本的な姿勢を示すために、第六次竜王町総合計画基本構想を取りまとめたところでございます。

策定に当たりましては、竜王町総合計画審議会による審議をはじめ、昨年度には、町民意識調査及び中学生アンケート調査を実施し、町民皆さんのまちづくりに対する御意見を頂き、意向把握に努めてまいりました。本年度におきましては、審議会での議論を深め、計画内容を固めながら、あわせて、基本構想案へのパブリックコメントを実施してまいりました。

このような経過を経て、これからの10年間においては、「若者」に焦点を当てつつ、前向きな思いを持つ竜王町に関わる全ての人が仕事や子育て、趣味活動などの「暮らし」を通して地域に愛着を持ち、将来も継続して住み続けたいと思えるまちを目指します。

また、出産、子育て、学び、仕事、結婚、健康、長寿などそれぞれの「希望」を人になえてもらうのではなく、自身の努力やお互いの支え合い、まち全体の仕組みにより実現することができ、豊かな自然や田園に囲まれた四季折々の実りあふれる理想的な環境の中で、誰もがきらりと「輝く」ことができるまちを目指して、まちの将来像を、「若者も暮らしたい 希望かなえる 輝竜の郷～心弾む新時代へのチャレンジ～」として、その実現に向け取り組んでまいり所存でございます。

なお、ポストコロナ社会、脱炭素社会、Society 5.0など変化の激しい「新時代」の中、竜王町が持つまちの潜在的な可能性を具体的に形づくることや先端技術の利活用、子どもたちの将来の希望をかなえるために、可能性を最大限に引き出すことができる子育て支援や教育の充実など、豊かで利便性の高いまちづくりに「チャレンジ」することが大切であり、様々な困難も予想されますが、将来像を実現するための姿勢として、「心弾む 新時代への チャレンジ」と位置づけたところであります。

本基本構想を今後のまちづくりを展開していくための考え方や10年後のあるべき姿を示すものとして、竜王町総合計画策定条例第6条の規定に基づき、議会での御審議をいただくものでございます。

次に、議第26号、指定管理者の指定につき議決を求めることについてにつき

ましては、竜王町農林公園施設（地域連携販売力強化施設「直売所」）の指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者には、当該施設の設置目的を十分に達成するために必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図れる者として、農産物の流通販売と集客活動、情報発信など地域の農業生産者と町内外からの消費者とをつなぎ、農業生産者の活力を伸ばす事業を積極的に推進されている株式会社みらいパーク竜王を指定するものでございます。

なお、指名する期間は、令和3年3月16日から令和6年3月31日までとするものでございます。

以上、議第25号及び議第26号につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、議第25号につきましては、詳細について担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（小西久次）** 関司未来創造課長。

**○未来創造課長（関司明德）** 議第25号、第六次竜王町総合計画基本構想を定めることにつきまして、ただいま町長より提案理由について御説明申し上げたところでございますが、基本構想の策定経過及び概要について御説明申し上げます。一部、町長の提案理由と重複する部分がございますが、御了承いただきますようお願い申し上げます。

現在の第五次竜王町総合計画は、計画期間を平成23年度から令和2年度までの10年間として平成23年3月に策定し、これに基づき計画的な事業の推進と進行管理に努めてまいりました。今年度は、計画期間の最終年度となりますことから、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする、竜王町における新しいまちづくりの総合的な指針として、第六次竜王町総合計画を策定いたします。策定するに当たり、まずは、まちのあるべき姿と進むべき方向を示す基本構想を定めるものであり、御審議いただくものでございます。

初めに、策定に係ります経過を御説明させていただきます。

第六次竜王町総合計画基本構想は、みんなで力を合わせ、竜王の未来をつくっていくためのビジョンであり、まちの将来像を町民皆さんと共有し、その実現に向けては、共に取り組む必要がございます。

策定に当たりましては、町民、企業・各種団体及び学識経験者によって構成する竜王町総合計画審議会を設置し、令和元年12月に第1回審議会を開催して以

来、今日まで9回に及ぶ審議会を開催し、幅広く審議をいただいております。また、広く町民皆様のまちづくりに対する御意見を把握するため、令和元年度には町民意識調査を実施し、1,042名から御回答をいただきました。そのほかにも、次代のまちの主役である町内全中学生を対象としたアンケート調査を実施したところです。さらには、素案の段階において、本年1月から2月にかけてパブリックコメントを実施し、行政だけの構想ではなく、竜王町に関わる皆様が共有できるまちの将来の姿であるとの意識醸成に努めてまいりました。

それでは、議案書（別紙）について、順を追いまして基本構想の概要を御説明申し上げます。

別紙の第六次竜王町総合計画基本構想の表紙をめくっていただき、目次をお目通しいただきたいと思っております。

基本構想では、「まちづくりの考え方（基本理念）」、「めざすべき2030年の竜王町の姿」、「3つのまちづくり分野」と3章立てとしております。

1ページからの第1章で、「まちづくりの考え方（基本理念）」を示しております。基本理念は、まちづくりを進める上で、大切にすべき考え方であり、長期的な視点で設定する必要があることから、第五次竜王町総合計画で掲げた基本理念を基に、社会潮流を踏まえた見直しを行い、次の4つの考え方をもって、次世代に誇れるまちづくりに取り組んでまいります。

1つ目が「豊かな自然と歴史を誇れるまちづくり」、2つ目が「みんなが安全に安心して暮らせるまちづくり」、3つ目が「地域特性を活かす持続可能なまちづくり」、4つ目が「協働によるまちづくり」であります。

2ページからは、第2章「めざすべき2030年の竜王町の姿」として、ここでは、基本構想の根幹に当たる具体的なまちづくりの指針を示しております。これからのまちづくりについて、関わっていただく全ての人々が同じ目標に向かって共通認識をいただけるまちの将来像を、「若者も暮らしたい 希望かなえる輝竜の郷～心弾む 新時代へのチャレンジ～」といたしました。この言葉は、まちの活力を維持するためには、若者をはじめ、前向きな思いを持つ竜王町に関わる全ての人々が竜王町での暮らしを通して地域に愛着を持ち、それぞれが活躍しながら、継続して住み続けたいと思えるまちを目指すものであります。また、将来像の実現を目指す姿勢として、「心弾む 新時代へのチャレンジ」を位置づけております。

竜王町では、大規模な自然災害の発生への対応や誰もが安心して年を重ねるこ

とができる地域づくりなど、これからも着実に取り組まなければならないことがあります。

一方、ポストコロナ社会、脱炭素社会、Society 5.0など変化の激しい「新時代」の中、竜王町が持つ潜在的な可能性を具体的に形づくることや先端技術の利活用、子どもたちの将来の希望をかなえるために、可能性を最大限に引き出すことができる子育て支援や教育の充実など、豊かで利便性の高いまちづくりに「チャレンジ」することが大切であることから、将来像の実現を目指す姿勢としたところであります。

施策を展開していく上で重要な要素となります。将来目標人口に関しては、4ページ以降に示しており、「2030年目標人口、1万1,000人以上」、「生産年齢人口比率56%以上」といたしました。国の将来人口推計では、2030年には1万612人、2040年には1万人を下回り9,220人とされているところです。この人口減少の主な要因は、若い世代の進学や就職を契機とした転出超過が続いていることとあります。そのことが出生数の減少にもつながっており、結果として人口減少が続いている状況となっております。

このことから、魅力的な仕事の創出、暮らしの環境づくりを行い、町内からの流出を留めるとともに、町内出身者のUターンや都市部からのIターンを促進することで、若い世代の転出超過による減少の改善を目指します。併せて、子育て支援や教育環境の充実を図ることで、減少傾向にある出生数の維持・改善を目指します。

また、本町の課題として人口の受皿となる住宅が必要となります。農振農用地、市街化調整区域など土地利用上の用途に限りがありますが、市場調査などを踏まえ民間と積極的に連携することにより、魅力ある戸建て・集合住宅の整備促進を図ってまいります。

これらの取組を進めることで、人口減少を抑制するとともに、特に若い世代の人口を維持することで、人口構造を維持してまいります。

続きまして、7ページから、まちづくりの基盤となる土地利用構想となります。

土地利用構想を示すに当たっては、現在、取組を進めております竜王町コンパクトシティ化構想を見据えながら、土地利用の全体方針、まちづくりの「核」、「拠点」、「軸」を設定し、計画的なまちづくりを進めます。

土地利用の全体方針としては、安心・安全を確保することを重視しつつ、中心核と各拠点へのバランスのよい機能配置、町内外の拠点をつなぐ道路軸の強化、

農工商、住などの地域特性を活かす土地利用としております。

まちづくりの「核」は、竜王町コンパクトシティ化構想に基づく中心核であり、「利便性が高く、多様な交流を育む中心核」を形成するとともに、各生活拠点とネットワークでつなぐことで、町全体のバランスのよい発展を目指します。

まちづくりの「拠点」は、集落及び住宅団地などの「生活拠点」、名神竜王インターチェンジ周辺の「広域商業拠点」、道の駅や妹背の里などの「観光・交流拠点」、滋賀竜王工業団地や名神竜王インターチェンジ周辺などの「産業拠点」をそれぞれ位置づけております。

まちづくりの「軸」は、名神高速道路や国道8号の「国土幹線軸」、隣接する市とつながる国道477号、県道を基本とする「広域連携軸」、町内の拠点間を結ぶ「拠点連携軸」、生活道路である「一般軸」をそれぞれ位置づけているところです。

また、まちの将来像を実現するために必要な土地においては、農振農用地の除外や市街化区域編入等に取り組むなど、民間活力を誘導できる条件整備を整えつつ、希望かなえる土地利用にチャレンジし、若者も暮らしたいまちを目指します。

続きまして、11ページから将来像を実現するための、まちづくりの分野となります。

まちづくり分野として、「豊かさ」、「やさしさ」、「つながり」の3つの分野を設定しております。また、「豊かさ」、「やさしさ」、「つながり」の3分野を横断的に取り組み、まちの魅力を向上させる、重点プロジェクトを位置づけます。

「豊かさ」分野では、竜王町の地理的優位性や産業構造などの特徴を活かしてまちをより便利に、そして、活性化することで魅力を発信していく取組に関する分野で、発展・進化を生み出す「攻め」のまちづくりにより「豊かさ」の創造を目指すものです。

「やさしさ」分野は、快適かつ安全な環境の中で、誰もが生涯にわたって健やかに安心して暮らせるまちを創出していく取組に関する分野で、次世代に引き継げる「守り」のまちづくりにより「やさしさ」の創造を目指すものです。

「つながり」分野では、まちづくりを効果的に進めるための仕組みづくりに関する分野で、ポストコロナ社会、脱炭素社会、Society 5.0などの新たな時代に対応した「つながり」の創造を目指すものであります。

以上が御提案申し上げました、第六次竜王町総合計画基本構想の概要でございます。

ます。

この構想の取りまとめに当たり、御審議いただきました竜王町総合計画審議会からは、別添参考資料115、116ページのとおり、竜王町が直面する課題解決のためには、「若者」に着目するとともに、ポストコロナ社会、脱炭素社会、Society 5.0などの新時代へチャレンジする姿勢が示された、「若者も暮らしたい 希望かなえる 輝竜の郷～心弾む 新時代へのチャレンジ～」を将来像とする本基本構想を確実に実行・実現するための4つの御意見を付していただき、答申を受けたところでございます。議会の御承認を賜りましたら、これの実現に向け、議会の皆様、審議会の皆様、多くの町民の皆様から頂いた御意見を踏まえまして、各施策の展開を図っていく所存でございます。

以上、基本構想の策定経過及び概要についての御説明とさせていただきます。意を尽くせない説明ではございますが、格別の御理解を賜り、御審議をいただき、御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

この際、お諮りいたします。

日程第26 議第25号、第六次竜王町総合計画基本構想を定めることについてを議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は、総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** 御異議なしと認めます。

よって、日程第26 議第25号は、総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後4時02分